

①都道府県	②市区町村名	I 令和2年度就学援助制度の実施について																II 自由記述欄			
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																(2) (1) ①及び③のEの内容		就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する貴市区町村の取組・対応について、これまでの回答への補足	
		(1) 令和2年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況について（あてはまるもの1つに○）																			
		<小学校>① 実施・検討状況について				<小学校>②				<中学校>③ 実施・検討状況について				<中学校>④							
ア、入学前支給を行っている。	イ、入学前支給を行っているが、現在検討はしている。	ウ、入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ、その他 → (2)	ア、令和元年度（令和2年度新入学分）以前	イ、令和2年度（令和3年度新入学分）以降	ウ、令和3年度（令和4年度新入学分）以降	エ、未定	ア、入学前支給を行っている。	イ、入学前支給を行っているが、現在検討はしている。	ウ、入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ、その他 → (2)	ア、令和元年度（令和2年度新入学分）以前	イ、令和2年度（令和3年度新入学分）以降	ウ、令和3年度（令和4年度新入学分）以降	エ、未定	2					
59	59	38	4	15	2	38	0	1	3	38	4	15	2	38	0			1	3	2	
福島県	福島市	○				○				○				○							
福島県	会津若松市	○				○				○				○							
福島県	郡山市	○				○				○				○							
福島県	いわき市	○				○				○				○							
福島県	白河市	○				○				○				○							
福島県	須賀川市	○				○				○				○							
福島県	喜多野市	○				○				○				○							
福島県	相馬市	○				○				○				○							
福島県	二本松市	○				○				○				○							
福島県	田村市	○				○				○				○							
福島県	南相馬市	○				○				○				○							
福島県	伊達市	○				○				○				○							
福島県	本宮市	○				○				○				○							
福島県	桑折町	○				○				○				○							
福島県	国見町	○				○				○				○							
福島県	川俣町			○								○									
福島県	大玉村	○				○				○				○							
福島県	鏡石町		○					○			○					○					
福島県	天栄村	○				○				○				○							
福島県	下郷町			○								○									
福島県	檜枝岐村				○							○							対象者がいないため、就学援助制度を策定していない。		
福島県	只見町	○				○				○				○							
福島県	南会津町			○								○									
福島県	北塩原村	○				○				○				○							
福島県	西会津町	○				○				○				○							
福島県	磐梯町			○								○									
福島県	猪苗代町	○				○				○				○							
福島県	会津坂下町	○				○				○				○							
福島県	湯川村	○				○				○				○							
福島県	柳津町			○								○									
福島県	三島町			○								○									
福島県	金山町			○								○									
福島県	昭和村	○				○				○				○							
福島県	会津美里町	○				○				○				○							
福島県	西郷村	○				○				○				○							
福島県	泉崎村			○								○									
福島県	中島村	○				○				○				○							
福島県	矢吹町	○				○				○				○							
福島県	棚倉町		○						○		○										
福島県	矢祭町			○							○										
福島県	碓町		○						○		○										
福島県	蛟川村	○				○				○				○							
福島県	石川町	○				○				○				○							
福島県	玉川村			○								○									
福島県	平田村	○				○				○				○							
福島県	浅川町	○				○				○				○							
福島県	古殿町		○					○			○										
福島県	三春町	○				○				○				○							
福島県	小野町	○				○				○				○							
福島県	広野町	○				○				○				○					設問3-(1)について、当町では認定基準を改めるまたは新設することを検討していないが、申請手続きについては事務要綱において「年の途中で新たに就学援助が必要となった者についての申請手続きは、随時行うことができる」としている。		
福島県	楡葉町				○								○						要保護、準要保護は該当者がいないため、支給していない。		
福島県	富岡町			○									○						当町は東日本大震災による原発被災地のため、被災児童生徒就学支援事業を実施しており、経済的に困難している世帯の児童には、当事業で支援をしている。		
福島県	川内村	○				○				○				○							
福島県	大熊町			○									○								
福島県	双葉町			○									○								
福島県	浪江町			○									○								
福島県	葛尾村			○									○								
福島県	新地町	○				○				○				○							
福島県	飯館村	○				○				○				○							